

議案第256号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例案

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の項中

「

大阪市特区地域進出等 事業計画認定審査会	市長の諮問に応じ、大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定等に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
-------------------------	---

」

を

「

大阪市特区地域進出等 事業計画認定審査会	市長の諮問に応じ、大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定等に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
大阪市鉄道ネットワーク 審議会	市長の諮問に応じ、本市における鉄道ネットワークの整備の在り方についての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年 9 月 10 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪市鉄道ネットワーク審議会を執行機関の附属機関として設置するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

(設 置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	省 略	省 略
	大阪市特区地域進出等事業 計画認定審査会	省 略
	大阪市鉄道ネットワーク審 議会	市長の諮問に応じ、本市における鉄道ネット ワークの整備の在り方についての調査審議及 び市長に対する意見の具申に関する事務
	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略